

議提第 1 号

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和 7年 3月 6日

提出者	白石市議会議員	<u>角 張 大 治</u>
賛成者	白石市議会議員	<u>沼 倉 啓 介</u>
〃	〃	<u>澁 谷 政 義</u>
〃	〃	<u>伊 藤 勝 美</u>
〃	〃	<u>高 子 秀 明</u>
〃	〃	<u>佐 藤 龍 彦</u>
〃	〃	<u>村 上 由 紀</u>

白石市議会議長 松 野 久 郎 殿

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和43年白石市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(議員報酬)

第2条 議員の議員報酬(以下「議員報酬」という。)は、議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ次のとおりとする。
ただし、副市長を2名置いている期間は()内の額を適用する。

議長	月額	455,000 円	(月額 439,000 円)
副議長	月額	384,000 円	(月額 368,000 円)
議員	月額	361,000 円	(月額 345,000 円)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。